

2014年度 NO. 2 2014. 7. 31

目 次

1. 第15回通常総会報告

昨年からホームページ上で会報の全ページが閲覧できるようにしたところ、問い合わせが増えている。そういうところから情報を得て、大阪近郊におけるごみ問題の解決に今年も尽力します。

2. 社会貢献活動報告「循環型社会をめざした食品リサイクル授業」

大阪府資源リサイクル協会からの投稿。元オリンピック柔道選手の篠原信一さんと大阪府資源リサイクル協会が、東大阪市立上小阪小学校の4年生を対象に「食品リサイクル」の授業を行った。

3. 「指定制度」を活用しよう

廃棄物処理法改正により、「指定」が魚アラだけではなく、他のリサイクルやリユースが可能な対象物にも適用できるようになった。割りばしやパソコンなどにも、「指定」業者になる道が開かれている。

4. レジ袋有料化賛成が61%と増加！！

内閣府が6月に行った世論調査によると、レジ袋有料化賛成は9年前と比べて増加！レジ袋削減運動は追い風になって来た。

5. 犬鳴豚当選者発表

当選されたお二人の方、おめでとうございます。正真正銘国産でエコな飼料で育った犬鳴豚が当たるキャンペーンを今月号も実施しますので、ふるってご応募ください。

第 15 回通常総会の概要報告

第 15 回通常総会は、6 月 14 日（土）、大阪市西区千代崎の平川事務所で開催され、下記事項が承認可決されましたのでその概要を報告致します。

記

1. 平成 25 年度事業報告

実施された主な事業は次の通り。

- ① 情報提供事業（年 6 回の会報発行及び改定ホームページによる情報発信。特にホームページによる情報発信については、ホームページ上で会報のすべてのページを閲覧できるようにした。）
- ② 2007 年 7 月から始まった市民派議員との「ごみ問題学習会」事業は今年度も大きく発展し、以下の成果を上げることができた。
 - ・大東市のごみ収集委託契約問題の裁判は、控訴審に移り、26 年 4 月に控訴棄却の判決が出た。随意契約には合法性があるという慣習的な判決で、必要経費積算手法を誤用しているか否かについて全く考慮しない判決であった。
 - ・豊中市・伊丹市クリーンランドの焼却施設建設問題に引き続き関わり、ダウンドラフトが生じ高濃度汚染が予想されることがより明確化した報告書を作った。（2013 年度会報 NO.6 に掲載）
 - ・ごみ収集事業委託に関し、収集の必要経費積算手法について「最終報告書」を作成する学習会を引き続き行った。
- ③ 大阪市の可燃ごみ半減政策問題については、大阪府下の他団体及び大阪市が参加した「大阪ごみ減量推進会議」が定期的に関われ、昨年 10 月から始まった紙ごみ焼却禁止・リサイクル推進施策をより充実させる取り組みを会として積極的に行った。特に当会は事業系の紙ごみの売り払い契約に関する大阪市各部局の契約実態の調査に注力し、問題点の改善案を作成し推進会議に提案した。
- ④ 能勢町内にドラム缶に入れられて保管されているダイオキシン混入の廃棄物は、川西市にある新しいごみ焼却施設で十分処理できることに気づき、今年 1 月から調査を始めた。

2. 平成 25 年度収支報告（単位：円）

【収入の部】

前期繰越	1,651,739
当期収入	
会費	205,000
寄付	5,000
雑収入	169
計	210,169
合 計	1,861,908

【支出の部】

当期支出		
事業費	149,523	
管理費	53,380	
計	202,903	
次期繰越	1,659,005	
合 計	1,861,908	

3. 平成 26 年度事業計画

主な事業計画は次の通り。

① 情報提供事業

年 6 回の会報発行及び会報の HP 掲載による情報発信を継続する。

- ② 市民派市会議員を中心にした「ごみ問題学習会」を今年度も2か月に1回のペースで行い、一昨年度まとめたごみ収集委託に関し、収集の必要経費積算手法についての中間報告書の最終版を策定する。
- ③ 大阪市環境局との協同事業の一つである紙ごみ回収システムの再編事業を、大阪ごみ減量推進会議の一員として積極的に実践する。
- ④ 廃棄物処理法、小型家電リサイクル法、それに関連する条例、要項などの改正問題に積極的に取り組む。特にパソコンリサイクル法の改善に焦点を絞る。
- ⑤ 能勢町のダイオキシン混入廃棄物問題の解決に今年度も取り組む。
- ⑥ シティズンホームライフ協会との協働事業の「食べ物循環システム構築試行事業」に取り組み、年数回の共催の催しをする。
- ⑦ 大阪府下のごみ焼却施設の現状を調査し、関連自治体で一部事務組合を結成するなどごみ処理事業の統合に関する諸課題を整理する。加えて当会として関連自治体に統合の基本的考え方を提案する。

4. 平成26年度収支予算 (単位：円)

【収入の部】		【支出の部】	
前期繰越	1,659,005	当期支出	
当期収入		事業費	210,000
会費	180,000	管理費	108,500
寄付	5,000	予備費	10,000
雑収入	200	計	328,500
計	185,200	次期繰越	1,515,705
合 計	1,844,205	合 計	1,844,205

5. 役員選任

役員任期満了に伴い役員選任を行った。結果は次の通り理事6名、監事2名が選任された。

理事 森住明弘 平川司 水川晶子 川上幸男 山下宗一 吉田義晴
 監事 吉川康彦 千代延明憲

《なお、通常総会終了直後に開催された平成26年度第2回理事会において、互選により理事長森住明弘、副理事長平川司、同水川晶子が選任されました。》

以 上
 <文責：水川>

社会貢献活動実施報告 「循環型社会をめざした食品リサイクル授業」

(平成 26 年 6 月 20 日 東大阪市立上小阪小学校 4 年生)

【大阪府資源リサイクル協会】

杉本 照夫



篠原信一さん

篠原信一さんは、元オリンピック選手で 2000 年のシドニーオリンピック 100 キロ超級で銀メダルを獲得された後、柔道男子日本代表監督に就任され、その後、天理大学准教授を経て、40 歳になったことをきっかけとして、奈良県で廃棄物処理関係の仕事を行っています。また、NIPPON ごみ 0 プロジェクトの活動を立ち上げ、ごみの減量化や不法投棄問題にも取り組んでいます。

授業の中では、ごみを減量化させることの大切さや、給食を残さず食べていますか？と子どもたちに語りかけるなど、身近で分かりやすい内容から授業が始まりました。



杉本照夫さん

次に、事前に配布した「小学生のための環境リサイクル」のレジュメを元にして、3R の説明と実際に生活系ごみの処理費用が 1 年間で 1 人あたり何円必要かの説明をしました。そして、食品リサイクル（魚あら）の回収が実際にどのように行われているか、回収現場の動画を見てももらいました。

また、分別回収しないとリサイクル製品になることの大変さの話も行いました。



山田東健さん

回収された魚あらが、回収車両からフィッシュミール工場でホッパーへ投入される動画を見た後に、リサイクル製品（フィッシュミール）になるまでの過程を説明し、魚粉の実物と食用廃油から作られた石鹼を見てももらいました。子どもたちからは、「フィッシュミールは人間も食べられるんですか？」などの質問もあって、楽しく授業が進められました。

図書室から屋外に移動して、実際の回収車両の説明を行いました。



右の車両が魚あら回収車両で左が食用廃油の回収車両です。

それぞれ、回収容器をリフトに積んで車両に投入する様子を見学してもらいました。子どもたちからは、リフトの上がっていく様子などに歓声が上がっていました。

授業の最後に、リサイクル石鹼を全員に配布し 45 分の授業が終わりました。

*授業終了後、2 クラス全員の子も達から篠原さんにお手紙が届きました。

ごみを減らすことの大切さや給食を残さず食べますなど、心のこもった内容でした

「指定」制度を活用しよう

当会の会員で全大阪魚蛋白事業協同組合の事務局長として活躍されていた今井さんは府下の魚アラリサイクルの仕組み作りに尽力されましたが、数年前高齢に伴い事務局長を離任しました。その後、大阪府下で魚アラを扱う業者の団体は、「全大阪魚蛋白事業協同組合」と「一般社団法人 大阪府資源リサイクル協会」の二つになり、最近になって「一般社団法人 大阪府資源リサイクル協会」が法人会員として入会して来られました。今では「大阪府資源リサイクル協会」の方が、今井さんの志を受け継いでいるようです。総務の杉本さんは、当会の定例会議にも参加してくれています。

今井さんは当時「指定」制度が府下の市町村で条例化されるようになったと喜んでいました。杉本さんが廃棄物処理法を調べたところ、この制度は国によっても認められ、廃棄物処理法にきちんと位置づけられていることがわかりました。そこで本稿では廃棄物処理法の中に魚アラ収集業者だけでなく、古紙や金属類等々を扱うリサイクル業者がどのように位置づけられるようになったのかを概観したいと思います。

1. 廃棄物再生事業者の創設

今井さんが魚アラは収集→運搬→焼却→埋立という一方通行の流れでなく、収集→運搬→中間処理→再生資源というリサイクルの流れに乗せるべく尽力していただけでなく、再生資源回収業界全体も切望していたのを受けて、平成3年に改正された廃棄物処理法体系の中に「廃棄物再生事業者」が初めて位置づけられ、現在はリサイクルやリユースが可能な紙類・金属類・布類・プラスチック類・食品残渣類などを扱う再生資源業は、都道府県に必要事項を書いた書類を提出し認められると「登録廃棄物再生事業者」と名乗ることが出来、市町村はこれら業者に協力を求めることができるようになっています(廃棄物処理法第4章雑則第20条の2)。

それまでは廃棄物処理法7条には、一方通行の流れだけを整える廃棄物処理業だけが法に位置づけられていたのだから画期的改善です。即ち7条の「一般廃棄物処理業」には、これを営むためには市町村長の許可が必須要件であるが、古紙類・鉄くず・びん類・古繊維類(これら4品目は俗称“専ら物”と呼ばれています)を扱っている業者や、魚アラ等の食品残渣を扱う業者は許可が不用であるとしか書かれず、廃棄物処理法の対象業からはずされていたのです。

2. 「指定」制度の創設

ただし、法20条の2項には「廃棄物の再生を業として営んでいる者は、(中略)その事業場について(中略)知事の登録を受けることが出来る。」と書かれているだけです。登録すること＝運賃をもらえる業者になれることではなかったのです。運賃をもらうには、一廃については廃棄物処理法施行規則第2条二項の規定に従い市町村長から「指定」を受ける必要があることになったのです。

ここには「再生利用することが確実に市町村長が認めた一般廃棄物のみの収集又は運搬を業とする者であって市町村長の指定を受けた者」と書かれています。即ち知事は施設や設備が法の基準に適合しているか否かを判断するだけであり、それらを使い業として営むには、市町村長から再生利用することが確実なものを扱っている業者であるという「指定」を受ける必要があるのです。

法的には魚アラだけしかダメとは書いていませんから、扱い品目に拘わらず再生利用することが確実な一般廃棄物の古紙類・金属類・プラスチック類・古繊維類・食品残渣類・パソコン等の家電製品を扱うことを希望する業者は、市町村に必要書類を提出して「指定」されるとこれらを扱う業を営めること

になります。

環境省は指定制度を普及させるため、平成19年3月に全国調査をしています（平成18年度再生利用指定制度に係る事例調査業務報告書）。それによると指定品目は①厨芥類（廃食油・汚泥含む）、②草木類（割り箸・木製パレットを含む）、③廃プラ類、④金属類・ガラス類、⑤紙くず・繊維くず、⑥廃プラ・木くず・紙くず・繊維くず、⑦廃家電、⑧廃蛍光管と8品目もあります。

⑦の廃家電は大阪方式でよく知られるようになったリサイクル事業協同組合が取り組んでいる回収事業で、大阪府は登録廃棄物再生事業者であることを認めるだけであり、府下の10市町村が「指定」していました。残りの33市町村はまだ「指定」していなかったのです。

環境省の報告では、大阪府下で「指定」をしている市町村は15あり、厨芥類が11、草木類が5、廃プラ類が1、紙くず・繊維屑が1、廃家電が10となっています。私が知っていたのは厨芥類にカウントされている魚アラと廃家電だけでした。廃プラや紙くず・繊維屑も「指定」している市町村が府下にあることには元気づけられます。

当会会員の小寺さん達が生ごみを回収して堆肥にしていますからこれも「指定」を受けることが出来るし、元会員の西澤さんが試みていた割り箸、現会員の井上さんのパソコンも「指定」を受けることが出来たのです。

ごみに関心が深かった当会でも廃棄物処理法がこのように改正されていることを知りませんでした。これが災いして、全国的にも「指定」市町村は極少なく①で52、②で45、⑧で14、それ以外は一桁台となっています。

「指定」を受けるには、市町村長に「再生利用することが確実」と認めてもらうだけの実績を持つ事業を営んでいるとよいのですから、例えば牛乳パックを回収して紙漉をしている障害者作業所は確実に「指定」を受けることが出来るのです。

当会が関心を持っているパソコンも小型家電も生ごみも、市町村に「指定」申請をして認められるように実績を積むと、これらの廃棄物を扱える「指定」業者になれる道が開かれていたのです。

3. 大阪市の指定制度

大阪市の魚アラを扱う業者に与える「指定」制度を概観すると、今井さんが尽力された跡が見事に残っています。

① タイトルは「一般廃棄物再生利用業指定書」となっています。魚アラは産廃と一廃の両方がありますが、「指定」は一廃について与えることになっているため一般廃棄物再生利用業となっています。産廃については産業廃棄物再生利用業をきちんと規定し、一廃と同様の様式を決めています。

ただマグロ類のアラについては、有価で取引されるぐらい値打ちがあるので廃棄物にはならず、通常の商取引物であるとのことでした。

②扱える一般廃棄物は「動植物性残渣（魚類及び鳥獣類の固形状粗に限る）」と「指定」されています。これだと牛・豚・鶏類のアラも扱えるが、狂牛病問題以降は魚類と鳥獣類の2つは厳密に区別されて取り扱われるようになっています。

③再生利用の方法も「指定」され「飼肥料の原料として全量形状のまま売却」となっています。飼料か肥料の原料として途中で何らかの加工をしないで売ることが要件になっているから、指定された者は買い取り先を予め探しておく必要があるし、大阪市は当然買い取られることを確認していることになります。

④買い取り先は「岸和田フィッシュミール株式会社」と「指定」されています。この会社は全国魚粉

製造業者名簿に唯一大阪府内で掲載されている事業所ですから、大阪府下で発生した魚アラ類を取り扱っている運搬事業者の売り払い先はここに限られることを意味します。

⑤運搬車輛は2台であることおよびその車両番号も「指定」されているから、得意先が増えて増車の必要性が出てきた場合などは再度指定車の申請が必要になります。

⑥府下の他市町村では「積み替え保管」を行わないを要件にしているところが多いが、大阪市は申請者が「積み替え保管」を行いたいとの申し出があれば、要件を満たしているか否か調べた上で「指定」するか否か決めるとのことです。

4. 「指定」には必要費用受領の法的根拠が無い

しかし、排出事業者の大半は廃棄物処理業界と同レベルの費用を支払わず、許可業者なら上限17円/kg（大阪市）のところその約6割程度の10円/kg若しくはそれ以下しか支払わないし、大手事業者の中には運搬量に拘わらず安い定額しか払わないところもあるとのこと。

排出事業者の理解不足が主因ですが、そうならざるを得ないのは廃棄物処理法が「指定」制度を導入して再利用可能な不用物を扱える法的根拠を与えたにも拘わらず、扱うに必須の収集運搬費用及び中間処理費用をもらえる法的根拠を一般廃棄物処理業者並に与えなかったからです。

廃棄物処理法7条12項には7条第1項の「許可」を受けた一般廃棄物収集運搬業者は、行政が条例で決めた収集運搬手数料を超える額を受けてはならないと規定されています。大阪市はこの手数料を17円/kgと決めているから、許可業者は排出業者から上限17円/kgまでは費用をもらえる法的根拠を持つことになります。それなら同じ一廃の魚アラを扱う業者にもこの条項は適用されて然るべきと言うことになるはずであるが、12項には「許可」を受けた一般廃棄物収集運搬業者としか書かれていないために、「指定」では法的根拠がないままにならざるを得ないのです。

ところが大阪市は条例の「規則」第35条に、「排出者から廃棄物を無償又は再生レジ輸送に要する適正な費用の一部であることが明らかな料金で引き取ること」という法的根拠を与えてくれているのです。大阪市のこの先進事例を根拠に、この論点も国の法律にも同趣旨のことを書いてもらうよう頑張る必要があります。（森住 明弘記）

レジ袋有料化賛成が61%と増加！！



内閣府は平成26年6月、全国の20歳以上の日本国籍を有する者3,000人に個別面接による世論調査を行い、1,880人が回答した。スーパーなどでのレジ袋の有料化について、「賛成」が61%、「反対」が15%、「どちらでもない」が24%と9年前（平成17年）の調査と比べて「賛成」が6ポイントUP、「反対」が7ポイントDOWNした。「賛成」理由（複数回答）は「資源の消費を抑制できるため」が74%、「マイバッグを持参しているため」が59%となっており、「反対」の理由は「レジ袋は家庭で再使用し、無駄にはしていない」が76%、「無料配布はサービスの一環であるべき」が31%となっている。

環境省はこの結果について「レジ袋有料化への理解は着実に広がっている。ただ期待したほどには増えていない。レジ袋削減の動きが活発になるよう、自治体などに働きかけていきたい。」としている。（NHKニュース 平成26年7月26日より）

犬鳴豚当選者発表！！



今回の当選者は2名です。井下 祥子さん、吉川 康彦さんです。

おめでとうございます。

今月号も募集しますので、感想をお寄せください。はがきかEメールでお願いします。

締切は9月20日です。

住所、名前、電話番号、ご感想や新企画などを書いて事務局までお送り下さい。

大阪ごみを考える会事務局：〒564-0063 吹田市江坂町4-23-7-309 水川方

E-mail：info@osaka-gomi.sakura.ne.jp

☆吉川さんからリユースびんの情報と感想が届きました☆

京都の伏見で吉川商店というびん商をしています。リユースびんの動向の報告です。昨年、循環型社会形成推進基本計画が5年ぶりに改訂され、初めてリターナブルびんの活用に関する記述が掲載されました。

環境省が中心にリユースびんの動向を注視するようになってきています。リサイクルよりもリデュース、リユースを優先すべきとする2Rが国の取り組みの1丁目1番地となる目標もたてられています。大量生産、大量リサイクルによる環境負荷の大きい社会からの転換が出来ればいいですね。

会報については正直言って、事情が呑み込めていない初めての読者には難しい内容だと思うところもありますが、踏み込んだ内容だと思いました。